

税の申告はお早めに 2月18日から3月15日まで

平成24年分所得税の確定申告と平成25年度町県民税の申告相談が始まります。
例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。
なお、住宅借入金等特別控除や医療費控除などの還付を受けるための申告書は、2月18日以前でも提出することができます。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は必要ありませんが、確定申告や町県民税の申告をすることにより、所得税が還付されたり、町県民税が減額になる場合があります。

◎所得税の確定申告と町県民税の申告受付相談日(●印は相談日)

【受付時間】午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

なお、午前8時30分から整理券を配付しますが、混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

月	日	曜日	役場	松枝公民館	総合会館	月	日	曜日	役場
2	18	月			●	3	1	金	●
	19	火			●受付3時まで		4	月	●
	20	水		●			5	火	●
	21	木		●			6	水	●
	22	金		●受付3時まで			7	木	●
	25	月	●				8	金	●
	26	火	●				11	月	●
	27	水	●				12	火	●
28	木	●			13	水	●		
						14	木	●	
						15	金	●	

役場住民課ロビーでの申告受付は2月25日(月)からです。

2月18日(月)から22日(金)までの間は、役場税務課窓口での申告受付は行いませんのでご注意ください。

土地建物や株式などの譲渡所得や贈与税の申告は、岐阜南税務署の確定申告会場(マーサ21など)をご利用ください。

◎岐阜南税務署の確定申告会場 会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

会場	開設期間	受付時間
マーサ21 4階マーサホール 岐阜市正木中1丁目2番1号	2月15日(金)～3月15日(金) 土、日曜日は開設していませんが、2月24日(日)、3月3日(日)の2日間に限り、開設します。	午前9時～午後5時
各務原市産業文化センター あすかホール 各務原市那加桜町2丁目186番地	2月18日(月)～28日(木) (土、日曜日は除く)	午前9時30分～午後4時

開設期間中、税務署では申告書の提出はできますが、確定申告会場は設けておりませんのでご了承ください。

◎税理士による無料税務相談所 会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

会場	開設期間	受付時間
じゅうろくプラザ 5階大会議室 岐阜市橋本町1丁目10番地11	2月19日(火)～22日(金)	午前9時30分～午後4時 (正午から午後1時を除く)
各務原市産業文化センター あすかホール 各務原市那加桜町2丁目186番地	2月18日(月)～28日(木) (土、日曜日は除く)	
羽島市民会館 第1会議室 羽島市福寿町浅平3丁目25番地		午前9時30分～午後3時30分 (正午から午後1時を除く)

いずれの会場でも、贈与税、譲渡所得や山林所得の申告相談は行っておりませんのでご了承ください。

◎所得税の確定申告書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

【問合先】税務課